

郡山市建設工事等入札参加者心得

(令和7年4月1日適用)

(目的)

第1条 工事、測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「委託」という。）又は製造の請負契約に係る競争による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）の定めるところによる。

2 落札者又は落札予定者が契約を締結しないときは、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市に納めなければならない。

(工事費内訳書等)

第3条 入札参加者等は、工事における全ての入札及び委託における制限付一般競争入札については、当該入札に係る工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を提出しなければならない。

2 前項において工事費内訳書等の提出がない場合、入札に参加することはできない。

(入札等)

第4条 入札参加者は、公告、指名通知書、金額抜き設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）並びに入札条件及び契約方法を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。

3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けた後、入札書を提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、本市が発注する契約に関して次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札参加者の代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札等の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 工事や製造等の契約履行のための監督又は検査の実施を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

6 入札参加者等は、入札書及び工事費内訳書等を提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者等は、入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札参加者等は、入札書を提出した以降は、辞退届を提出することができない。

- 4 入札参加者等が、所定の日時及び場所に出席しない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第7条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき、総合評価方式の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の入札がないとき）は、直ちに再度の入札に付することができる。

- 2 入札が無効又は失格になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 記名押印を欠く入札
 - (3) 金額を訂正した入札又は金額が明確でない入札
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明な入札
 - (5) 一人で2通以上提出した入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札
 - (7) 工事費内訳書等の提出が必要な場合において工事費内訳書等の提出がない入札
 - (8) 入札金額と工事費内訳書等の金額が異なる入札
 - (9) 工事費内訳書等が未記入である等不備がある入札
 - (10) 初度の入札に参加しなかった者のした再度の入札
 - (11) 入札条件に違反した入札
- 2 総合評価方式の場合において、失格基準価格を下回った者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札は、失格とする。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 3 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用した場合（総合評価方式）は、予定価格の制限の範囲内の価格で、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、調査を実施し判断するものとする。

- 4 落札となるべき同価の入札をした者又は総合評価方式による評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

第11条 落札者は、この契約（請負代金額が300万円未満の工事、委託及び製造請負の場合を除く。）の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(契約保証金)

第12条 前条の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

(契約書等の提出)

第13条 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印（電磁的記録の場合にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）するとともに、関係書類を添えて一定期間内に契約権者に提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書及び関係書類を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、第4条第1項に規定する設計図書等、入札条件及び契約方法並びにこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第15条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(要綱の遵守)

第16条 工事の一部を下請負に付する場合は、郡山市元請・下請関係適正化指導要綱（平成12年3月23日制定）を遵守しなければならない。

(見積等)

第17条 工事及び委託の見積及び見積合せについては、この心得の例による。

(補則)

第18条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について質問することができる。